

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

「街角景気」、マインドは冷え込む 内閣府 2月の景気ウォッチャー調査

現状判断DIは続落し、7ヵ月連続で50を下回る—2月の「景気ウォッチャー調査」のマインドは冷え込む結果に。内閣府が毎月実施する景況感に関する調査で「街角景気」は芳しくない結果を示した。タクシー運転手やコンビニエンスストア店長、レストラン経営者など、景気に敏感な約2,000人が調査対象(ウォッチャー)で、3ヵ月前と比べたその時点の景気と、2~3ヵ月先の景気予測を調査する。

算出されたDI(指数)から好不況を判断する中立水準は、50ポイントが分岐点。2月の調査では、円高、株価の下落など金融市場の不安定な動きが企業や家計の行動を慎重にさせている側面が浮き出た。また、寒暖の激しい気温が季節商材の販売にマイナス要因となっている。調査は2月25日~29日で、「現状判断DI」が前月比2.0ポイント下落の44.6ポイントと、7ヵ月連続で50を割り込んだ。家計動向、企業動向、雇用関連の3項目全てが低下した。(発表3月10日)

2~3ヵ月先の見通しを示す「先行き判断DI」は前月から1.3ポイント低下の48.2ポイント。街角の声には、「国内市場がいまいち元気がないうえに、輸出への悪影響が懸念される」(北陸・繊維)、「為替相場や株安により先行きに不安」(南関東・旅行代理店)と懸念材料が目立つ。内閣府は2月の日経平均株価の大幅下落が影響し購買意欲を委縮させていると分析した。

税務会計

改正経営承継円滑化法の施行は4月 親族外承継も遺留分特例制度の対象に

2015年8月に第189国会で成立した中小企業経営承継円滑化法及び小規模企業共済法の一部改正について、その施行期日を2016年4月1日とする施行期日令が閣議決定された。

中小企業経営承継円滑化法の一部改正は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、対象が親族内承継に限定されている遺留分に係る民法の特例制度を親族外承継にも拡充するもの。

改正の背景には、事業承継の形態が多様化し、20年前は親族内承継が約9割だったが、近年は親族外承継が約4割と増加傾向であるため、親族外承継を円滑化するための措置を講じることが必要との考えがあった。

そこで、中小企業経営承継円滑化法の一部改正において、対象が親族内承継に限定されている「遺留分特例制度」について、親族外承継の際にも活用できるように、制度を拡充したもの。

一方、小規模企業共済制度とは、いわば「経営者の退職金制度」で、個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う制度。

現行制度は、廃業した場合に最も多額の共済金を支給するが、改正後は、個人事業者が親族内で事業承継した場合も廃業と同様の支給額とする。例えば、月額4万円で20年間納付した場合の支給額は、廃業時は1115万円だが、現行968万円の親族内承継時も同額となる。

今週のキーワード

街角景気の声 (ウォッチャー)

マイナス金利について—住宅販売会社などで「若年世代の顧客の動きが非常に良い」などポジティブな声があった一方で、家電量販店などは「マイナス金利政策による景気の先行き不安から消費の冷え込みを心配」とマイナス金利の影響はまちまち。雇用について—関東圏では堅調なコメントが見られたが、地方では求人の軟化を指摘する声が見られた。物流市場について—「円高、株価の乱高下という状況の中で工作機械など輸出、物量の動きが悪い」(北陸の輸送業)。